

－ 職員の人身事故に係る処分 －

職員の懲戒処分について

- 本日、平成29年5月5日に私用車で人身事故を起こし、相手方に重傷を負わせ、罰金刑の略式命令及び運転免許停止処分60日の処分を受けた職員を「減給10分の1 3ヶ月間」の懲戒処分にいたしました。
- また、本件を管理監督する職責にあった2名を口頭厳重注意処分としました。
- 事故再発防止に向け、職員に対する交通安全教育を実施するとともに、日頃から部署内での交通法規及び交通マナーの周知・指導の徹底に努め、交通安全意識の高揚を図ってまいります。

【概要】

- | | |
|-----------|--|
| (1) 発生年月日 | 平成29年5月5日(金) 午後5時頃 |
| (2) 所 属 | 市立病院看護部 |
| (3) 職位の区分 | 看護師 |
| (4) 事件概要 | 私用で国道346号(本吉バイパス：片側一車線)を本吉町圃の沢方面から国道45号との交差点に向け直進していたところ、前方不注意により、対向車線において正面衝突を起こし、相手に重傷を負わせたもの。 |
| (5) 処分内容 | 減給 10分の1 3ヶ月間 |
| (6) 処分年月日 | 平成29年10月6日 |